

堺泉北港・阪南港曳き船料金表

大阪府タグ事業協同組合

TEL. 0725-31-0521

令和 7 年 10 月 1 日

1. 基本料金 (1 時間当り 08 : 00 ~ 17 : 00)

(単位 : 円)

	曳き船区分				
本船重量トン	Ⅱ 型	Ⅱ 型危険	Ⅲ 型	Ⅳ 型	3,500馬力
30,000 ^{トン} 未満	下表参照		134,200	139,200	
50,000 ^{トン} 未満	129,200	134,200	139,200	147,200	
80,000 ^{トン} 未満	134,200	139,200	147,200	155,200	
80,000 ^{トン} 以上			155,200	165,200	160,200

	曳き船区分			
改定日	500馬力	1,000馬力	I 型	Ⅱ 型
	本船トン数にかかわらず			30,000 ^{トン} 未満
令和7年10月1日	61,200	80,200	92,200	100,200
令和8年 4月1日	67,200	88,200	101,200	110,200
令和8年10月1日	74,200	94,200	114,200	124,200

曳き船の分類

- ・ I 型 : 1,001 馬力～2,000 馬力未満
- ・ II 型 : 2,000 馬力～3,000 馬力未満
- ・ III 型 : 3,000 馬力～4,000 馬力未満
- ・ IV 型 : 4,000 馬力

注記

- ・ II 型危険 : 危険物積載船 (例 : 化学品運搬船、石油化学品運搬船、油槽船、LPG 運搬船など) の作業時に適用する。
- ・ 1,000 馬力以下の曳き船の使用条件は、平均風速 10m/sec 未満を基準とする。

2. 料金の算出方法

- (1) 料金算出方法は使用時間に基づき計算する。
- (2) 使用時間には、曳き船が基地から使用場所までの往復に要する時間を含む。
- (3) 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- (4) 使用時間が1時間を超えた場合は、超過30分毎に基本料金の半額を加算する。
なお、30分未満の端数がある場合は、30分として計算する。
- (5) 本船の都合により作業待ちが生じた場合であっても、使用時間は前項(4)に準じて計算する。
- (6) 曳き船出動後にキャンセルがあった場合は、稼働時間を使用時間として計算する。
ただし、基地出動予定時刻*の1時間前までにキャンセルがあった場合は無料とし、それ以降、出動予定時刻までの間にキャンセルがあった場合は、1時間分の使用料を適用する。
また、割増時間内(17時～翌5時)の作業において、割増時間内にキャンセルがあった場合は、1時間分の基本料金を適用する。
*基地出動予定時刻：使用場所までの回航にかかる時間
- (7) LNG船は、本船の総トン数に比べて重量トン数が著しく少ないため、本船トン数に関わらず、「重量トン数80,000トン以上のⅢ型料金」を適用する。
- (8) 腹押し作業はⅢ型料金を基本とする。

3. 各種割増料金

割増料金には、下記をそれぞれ加算する。

- (1) 時間外割増
17時より23時まで・・・・・・基本料金の6割増
23時より翌日5時まで・・・・・・基本料金の12割増
5時より8時まで・・・・・・基本料金の6割増
- (2) 休日割増
日曜日、国の祝日とその振替日ならびに12月31日から翌年の1月3日まで
・・・・・・基本料金の5割増
- (3) 荒天割増
海上風速12m/sec以上の場合・・・・・・基本料金の3割増
(浜寺信号所内に風向風速計の記録による)

4. 特殊料金

特殊作業に係る料金は、その作業の実態に即し、船会社または船舶代理店と協議のうえ決定する。

5. 警戒船の目的外使用について

警戒船を警戒業務以外の作業にやむを得ず長時間使用する場合は、当該船舶の基本料金(155,200円/時間)から警戒作業料金(62,500円/時間)を差し引いた92,700円/時間を適用する。

堺泉北港警戒作業料金表

令和 5 年 4 月 1 日改定

1. 基本料金

- (1) LNG 船・・・・・・最初の 1 日（24 時間）は、1,250,000 円とする。
- (2) LPG 船・・・・・・1 時間あたり 62,500 円とする。

2. 料金算定方法

- (1) LNG 船の警戒作業時間が 24 時間に満たない場合は、24 時間と見なす。
- (2) LNG 船の警戒作業時間が 24 時間を超えた後は、1 時間増毎に 62,500 円を加算する。
なお、超過時間が 1 時間未満の場合は、超過 30 分毎に経過 1 時間料金の半額、31,250 円を加算する。
- (3) LPG 船の警戒作業は、1 時間増毎に 62,500 円を加算する。
なお、超過時間が 1 時間未満の場合は、超過 30 分毎に経過 1 時間料金の半額、31,250 円を加算する。
- (4) 割増料金の加算は行わない。

3. 警戒作業時間の取扱い

警戒船が曳き船作業に従事している間の作業時間は、警戒作業時間に含まない。

堺泉北港・阪南港曳き船料金表の運用に関する補足説明書

令和 7 年 10 月 1 日

- **300 馬力区分の廃止について**

300 馬力区分は要請馬力および実際の曳き船使用状況との整合性が取れず、運用が困難であることから、令和 9 年 9 月 30 日をもって廃止する。なお、廃止までの間、基本料金は 44,200 円とする。また、要請は辰巳商会棧橋（4-D）での使用時に限る。

- **3,500 馬力区分の適用について**

3,500 馬力区分は、ENEOS（本船重量トン 24 万トンタンカー）、コスモ石油棧橋（本船重量トン 20 万トンタンカー）のタグボート使用基準、および水先人会の引船使用基準に基づいて適用する。

- **Ⅳ型枠の適用について**

Ⅳ型枠の適用は、水先人、本船船長などの要請により 4,000 馬力以上の曳き船が必要とされる場合に適用する。

- **LNG 船の作業に関する使用基準について**

LNG 船の作業に関する使用基準は、大阪ガス株式会社および関西電力株式会社が定める運用基準に基づき適用する。また、LNG 船の料金適用については、2. 料金の算出方法（7）に定めるとおり、「重量トン数 80,000 トン以上のⅢ型料金」を適用する。